

水産動物における遠隔獣医療ガイドラインの 検討の方向性

水産動物獣医療の現状と課題

- 水産分野においては、多くの養殖場がへき地や山奥に所在しており診療施設と養殖場との距離が長いため、診療できる頻度が限られている。
- このため、情報通信機器等を活用した診療を行うことで、診療が効率化され、魚病対策の迅速化がより一層強化されることが期待される。
- しかしながら、遠隔診療は対面診療よりも得られる情報等が限られるため、遠隔診療において診療の質を確保するための対策を講じる必要がある。



※獣医療：飼育動物に関する診療だけでなく保健衛生指導、健康相談等も含む

※遠隔診療：情報通信機器を通じて診療行為を行うこと

※オンライン診療：情報通信機器を通じて診療行為をリアルタイムに行うこと 2

水産動物における遠隔獣医療ガイドライン策定検討委員会

- 農林水産省は、診療の質を確保しながらも、有効に遠隔獣医療を水産分野に導入していくため、遠隔獣医療時に遵守すべき事項等を示したガイドライン（以下、「GL」と言う。）を作成することとした。
- このため、令和2年度獣医療提供体制整備事業を活用し、水産動物獣医療従事者等の専門家による検討委員会を設置しており、ガイドラインの方向性等について検討中。

【検討委員】（敬称略）

廣野 育生	東京海洋大学海洋生物資源学部門 海洋生物工学講座 教授
福田 穰	大分県農林水産研究指導センター 水産研究部 現場アドバイザー
釜石 隆	国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産技術研究所養殖部門病理部 副部長
逸見 明臣	株式会社ゴトー養殖研究所 顧問
裏南 賢太	株式会社ゴトー養殖研究所業務本部 企画開発事業部 部長
平澤 徳高	日本水産株式会社中央研究所養殖基盤研究室 大分海洋研究センターチーフエキスパート

（事業者：日本水産資源保護協会）

【検討スケジュール】

- ✓ 7月13日 第1回検討会
 - ・ 事業の背景、スケジュール等の確認
 - ・ 基本的な考え方の確認
- ✓ 9月23日 第2回検討会
 - ・ 対面診療の考え方について
- ✓ 10月13日 第3回魚病対策促進協議会
 - ・ GLの検討状況の報告
- ✓ 10月～11月 第3回検討会（未定）

水産動物における遠隔獣医療ガイドラインの検討の方向性(1)

- GLは魚類防疫員(都道府県職員)、魚類防疫協力員、獣医師等の全ての水産獣医療従事者を対象としており、その診療は、獣医師法、薬機法等の法令に基づいているため、GLは、これら法令等との整合性を図る必要。
- 一方で、GLの作成に当たっては、現在の魚類防疫員を中心とした診療体制や現場での魚病や診療の実態を考慮する必要がある。
- 第2回検討会では、遠隔診療を行う上での対面診療の考え方について検討した。

【水産動物における対面診療の考え方】

- (1) 全ての水産動物の診療従事者は、遠隔診療を行うに当たり初診は対面診療による診療を行い、その後も定期的(概ね1年に1回以上の頻度)に対面診療を行う。
- (2) 獣医師は、(1)に該当しない場合であっても、以下(次頁)のような条件の組合せ等により遠隔診療を可とする。
- (3) 魚類防疫員等は、養殖場を概ね1年に1回以上の頻度で巡回しているため、(1)の条件により遠隔診療が適用可能である。

水産動物における遠隔獣医療ガイドラインの検討の方向性(2)

前頁(2):対面診療による初診又は定期的な対面診療ができていない
場合において、遠隔診療を行うために必要な条件例

- ・ 速やかな対面診療が難しい事例である場合(緊急時)
- ・ 獣医師による対応が必要な事例だと魚類防疫員が判断した場合
- ・ 診療を依頼する獣医師の連絡先等を含む連絡体制図を作成して組合員・管轄県に共有する旨が漁場改善計画に明記されている場合
- ・ 診療を依頼する獣医師が、診療に必要な情報を魚類防疫員等から十分に提供される場合(過去の疾病発生状況、検査結果等)
- ・ 診療後、検査等により診療の妥当性を確認できる場合
- ・ 診療後、一定期間内に対面診療を行う場合 等



今後、検討会等により、上記条件例の修正、追加等を行った上で
(2)に関する条件の組合せについて検討する。

検討会における委員の御意見

- 漁場によって病気も症状の出方が若干異なるケースもあり、魚を十分に診たことがない獣医師は合併症やウイルス病等の疾病を的確に診断できるのか心配ではある。
- 経験や技術の少ない獣医師を遠隔診療時にどうフォローするかを考えると、魚類防疫員を中心とした現制度下では魚類防疫員との協力は必要。
- 魚類防疫員に獣医師の診療が必要だと判断してもらったり、魚類防疫員と一緒に診療を行うことで、経験が少ない獣医師の誤診を防ぐようにしたらよいと思う。
- 対面診療を定期的に行う頻度については、それほど大きくない規模の養殖場であれば、又は診療従事者が生産者のレベル（特に防疫レベル）をしっかりと把握できれば、少なくとも年に1回というので問題ないと思う。
- 対面診療による初診を行っていない場合、遠隔診療は緊急時に限った方がよいと思う。
- 都道府県が獣医師に診療に必要な情報を提供する際は、その情報に個人情報が含まれるかもしれないので注意が必要。
- （前々頁の）対面診療の考え方については、(1)～(3)の方向性で問題ないと思う。
(2)の詳細等については今後議論する話。